

令和6年度ここシェルジュ運用システム等

保守管理業務

仕 様 書

札幌市経済観光局経営支援・雇用労働担当部

目次

- 1 業務名（役務の名称）
- 2 目的
- 3 履行期間
- 4 運用システム等の運用形態
- 5 保守管理業務
- 6 運用システムの管理等について
- 7 ホームページへのアクセス解析業務
- 8 本市職員及びここシェルジュ SAPPORO 関係者への運用補助
- 9 ウェブアクセシビリティ検証業務
- 10 脆弱性対策・検証業務
- 11 再委託について
- 12 運営保守管理状況の報告
- 13 環境への配慮について
- 14 その他

別紙1 「ここシェルジュ SAPPORO WEB サイト・システム開発仕様書」

別紙2 「インターネットデータセンター（iDC）に求める要件」

別紙3 「JIS 附属書 JB（参考）試験方法」

別紙4 「ここシェルジュ SAPPORO ホームページ等保守管理状況報告書」

1 業務名（役務の名称）

令和6年度ここシェルジュ運用システム等保守管理業務

2 目的

本業務は、女性の多様な働き方支援窓口「ここシェルジュ SAPPORO」の運用システム及びホームページ（以下「運用システム等」という。）について、保守管理及び運用支援等を行うことを目的とする。

3 履行期間

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）

4 運用システム等の運用形態

別紙1「ここシェルジュ SAPPORO WEB サイト・システム開発仕様書」のとおり。

5 保守管理業務

（1）サーバ、ドメインの保守管理について

ア 業務概要

運用システム等のサーバ、ドメインの保守管理を行うこと。

イ 業務の対象範囲

（ア）ホームページ等のサーバ（※）の提供

※サーバは別紙2「インターネットデータセンター（iDC）に求める要件」に準ずるものとする。

なお、VPSサーバを利用する場合の利用料等については、受託者の負担とする。

（イ）サーバ、ドメインの保守管理

（ウ）サーバのセキュリティ対策

（エ）SSL証明書の運用管理

（2）運用システム等の保守管理について

ア 業務概要

運用システム等の正常な運用の監視、障害対応、バックアップなどの運用管理及び定期報告を行うこと。

イ 業務の対象範囲

（ア）運用システム等の稼働時間は、24時間365日とする。

（イ）保守対応作業及び下記6の改修・修正業務は、原則として平日8時45分から17時15分までの時間帯に行うこと。ただし、上記時間外にホームページ改ざんなど緊急の事態が発生した場合は、ただちに札幌市に報告し、復旧策等を報告のうえ、可能な限り速やかに対処すること。また、ホーム

ページ上に障害状況を掲載すること。

なお、障害対応については、最低でも下記項目は実施すること。

- ・サーバの再起動
- ・データベースの再起動
- ・ポートに紐づいているプログラムの管理
- ・サーバプロセスの再起動
- ・外部から受ける攻撃の遮断
- ・ディスク容量超過の調査

6 運用システムの管理等について

(1) 運用システム等の管理について

WordPress のバージョンアップの管理、それに伴うバグへの対応等システム及びホームページが正常に稼働できるよう管理を行うこと。

対象ブラウザは WindowsEdge、FireFox、Chrome、MacSafari とし、スマートフォンについては iOS、Android のそれぞれ最新バージョンへの対応を行うこと。

なお、当対応に要する作業時間は下記(2)の月7時間に含めないこととする。

(2) 運用システムの改修及びホームページの修正について

札幌市から下記の依頼があった場合、月7時間分まで対応すること。

なお、下記ア及びイの作業時間が7時間を下回った月の未稼働分は、原則、翌月に持ち越さないこととするが、受託者が事業費の範囲内で、7時間を上回って対応することも可とする。

ア 運用システム等の改修や追加実装

イ ホームページの軽微な修正(画像及びテキストの変更やリンク先の追加等)

(3) チャットサービスの契約及び運用支援について

ホームページに設置する下記ア～エの条件を満たすチャットサービスを選定し、契約及び運用支援を行うこと。なお、現行は Chat Plus+のプレミアムプラン(年間契約:28,000円/月、追加オプションなし)を適用しているが、同等の機能を有する別のサービスを選定することは差し支えない。この場合は事前に変更について札幌市の承認を受け、初期設定費用等は受託者の負担とすること。

ア 提供元の法人及びサーバが日本国内に設置されていること。

イ 提供元の法人がプライバシーマークを取得していること。

ウ 利用規約、プライバシーポリシーが規定されるとともに、情報セキュリティ対策がなされていること。

エ 初期対応はチャットボット(選択式・フリーワード入力のいずれにも対応)で行い、その後カウンセラーへ引き継ぐ(カウンセラーが入力し、会話する)。

7 ホームページへのアクセス解析業務

アクセス解析ソフト等を活用して、データを集計すること。集計結果は1か月ごとにまとめ、翌月15日までに報告書を提出すること。ただし、15日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日にかかる場合は、札幌市の翌開庁日までとする。

8 本市職員及びここシェルジュ SAPPORO 関係者への運用補助

運用システム等の操作方法や処理状況について、本市職員及びここシェルジュ SAPPORO 関係者から質問等があった場合、電話またはメールにて対応すること。

9 ウェブアクセシビリティ検証業務

ア 業務概要

JIS に基づく対象ページの適合診断及びウェブアクセシビリティ方針作成の支援及び公開。

イ 診断対象ページ

ここシェルジュ SAPPORO ホームページより 40 ページ選定すること。

なお、試験の実施手順、ページ選定の考え方等については、JIS「附属書 JB（参考）試験方法」（別紙3参照）等を参考に、札幌市と協議の上決定すること。

ウ 実装チェックリスト及び達成基準チェックリストの作成

JIS X 8341-3:2016 の達成基準に基づいて実装方法及び試験方法を明らかにした実装チェックリストを作成すること。リストの細分箇条については「札幌市公式ホームページ達成基準」に準ずるものとする。ウェブアクセシビリティ基盤委員会が公開している「JIS 試験実施ガイドライン」の「3.1.1 実装チェックリストの例」（掲載されているのは2020年12月版のため、試験実施時の最新の基準にあわせて作成すること）も参考にすること。

また、実装チェックリストに基づいた達成基準チェックリストを作成すること。これについても、ウェブアクセシビリティ基盤委員会が公開している「JIS 試験実施ガイドライン」の「3.2 達成基準チェックリストの例」を参考にして作成すること。

エ 自動チェックツール等によるページ診断

上記イで選定した対象ページについて、総務省 miChecker 等の自動チェックツールによる分析を行い、結果をレポート化して報告すること。

なお、結果をレポート化して令和7年2月20日（木）までに報告すること。

オ 専門家による確認及び報告結果の取りまとめ

上記イで選定した対象ページについて、JIS に関して十分な知識を持つ専門家による目視チェックを行うこと。また、この結果と、上記ウ・エで報告したレポートと合わせて、JIS への適合レベルを判断すること。

なお、必要適合レベルに不適合となった項目については、札幌市と協議の上、履行期間内に修正作業を行い、結果を取りまとめた報告書を令和7年3月7日（金）までに提出すること。

カ 試験結果について

札幌市と協議の上、ここシェルジュホームページ上に試験結果を掲載すること。

キ ウェブアクセシビリティ方針公開について

上記オの結果に基づき、ここシェルジュホームページ上に公開するウェブアクセシビリティ方針が適切な内容となるよう札幌市を支援した上で、これを公開すること。

10 脆弱性対策・検証業務

ア 脆弱性対策の実施

システムで使用するソフトウェア等の最新の脆弱性情報を把握しシステムへの影響を調査・評価すること。

セキュリティパッチの提供がある場合はシステムへの影響を考慮し、影響がない場合は適用すること。

イ セキュリティの検証と妥当性確認

本業務に基づく運用システムが影響する範囲について、年1回以上脆弱性検査を実施し、その結果を書面にて報告すること。

11 再委託について

受託者は、ホームページのデザイン等、事業の一部について再委託を行うことができる。再委託を行う場合は、予め札幌市の承認を受けること。ただし、当該業務の根幹を成す保守管理業務を再委託することは認めない。

12 運営保守管理状況の報告

毎月の保守管理状況について翌月の15日を目処に、別紙4「ここシェルジュ運用システム等保守管理状況報告書」を作成のうえ、札幌市に提出すること。なお、15日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は、札幌市の翌開庁日までとする。ただし、3月分の実績報告書は令和7年3月31日（月）までに札幌市へ提出すること。

13 環境への配慮について

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。

- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (5) 業務に係る従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。

14 その他

- (1) 仕様書上に明記されていないことで、業務を履行する上で必要な事項又は疑義が生じた場合については、必ず札幌市と事前に協議し承認を得ること。
- (2) 当該業務を行ううえで知り得た求人情報等に含まれる個人情報については、適正に取り扱うこと。受託者は当該情報の管理を徹底するため必要な措置をとること。また、札幌市から、職場体験に関する情報などの管理措置等について報告を求めた場合、指導があった場合には、受託者はその指示に誠実に従うこと。
- (3) 本業務により作られた成果品は、札幌市に帰属するものとし、札幌市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。
- (4) 著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (5) 受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部の漏洩がないように注意すること。また、札幌市が提供する資料等を第三者に提供するなど、目的以外に使用しないこと。

インターネットデータセンター（iDC）に求める要件

【建物】

- ・日本国内に設置された1981年の新耐震設計基準に適合した建物であること。
- ・電源・設備・機器全体の動作状態を常時監視可能な仕組みを有していること。

【サーバー等機器及びサーバーラックの耐震対策】

- ・サーバーやその周辺機器及びサーバーラックの耐震対策工事がなされていること。

【電気設備】

- ・異なる変電所から2系統の受電ルートが確保されていること。
- ・本システムの運用及び本システムが利用するiDC全体のサービスに支障がないよう、非常用電源設備が用意されていること。
- ・非常用電源設備、非常用バックアップ発電機、CVCF及び無停電電源装置の組合せは問わないが、瞬電及び24時間以内の停電に対応できること。

【サーバー室内管理】

- ・電子錠による施錠をすることとし、警備員又は監視カメラによりサーバー室内を監視する仕組みを講じること。
- ・入退室記録は1年間、映像記録は3か月保存し、管理を行うこと。

【空調設備】

- ・多重化された空調機器で温度・湿度の調整が可能であり、適切な設定で管理されていること（管理の目安は温度20℃～25℃、湿度20%～60%とする）。

【防火・防水対策】

- ・火災感知の仕組みを講じること。
- ・漏水対策を講じること。

【通信ケーブル】

- ・マルチキャリア対応可能なケーブルを使用できること。
- ・構内経路は十分なスペースが確保されていること。
- ・HUBは、サーバー室内ではラックに収納のうえ施錠し、執務室内では施錠可能なキャビネットに入れるか、床下等、容易に手を触れることができない場所へ設置すること。
- ・通信ケーブル及びLANケーブルは専用の配線ルートを確保するとともに、各ケーブルの両端に、他のシステムと混同しないよう識別タグをつけること。

【通信回線】

- ・iDCとここシェルジュSAPPOROの間は、セキュリティ対策が施された専用回線など、又は情報システム部が使用を認める回線を用いること。また、ネットワーク機器は原則としてルータを使用すること。
- ・通信は暗号化すること。

【システム運用】

- ・24時間365日、運用可能な体制で管理を行っていること。
- ・重大な障害発生時に、運用担当者からの連絡を受けて、システム緊急停止・ネットワーク切断等の作業等を実施すること。
- ・端末、及びサーバーにウイルス対策ソフトを導入し、定期的なウイルスチェックを行うこと。
- ・最新のウイルスパターンファイル及びエンジンの取得及びアップデートを行うこと。
- ・機器の目視点検等、手順化された簡易な定期作業を行うこと。
- ・アクセス状況や利用者状況、操作内容の記録及び記録媒体は、適切に保管すること。また、本市の求めに応じ、アクセス件数等の報告を行うこと。

【バックアップ】

- ・システムファイル、プログラムファイルのバックアップ（2世代以上）を日次フルバックアップにて行うこと。
- ・データファイルのバックアップ（2世代以上）を週次フルバックアップ、日次差分バックアップにて行うこと。
- ・アクセス状況等記録ファイルのバックアップ（2世代以上）を週次フルバックアップ、日次差分バックアップにて行うこと。
- ・各システム固有ファイルのバックアップ（2世代以上）を月次フルバックアップにて行うこと。
- ・バックアップについては、すみやかにリストアが可能となっており、システムが復旧できる状況になっていること。

【データの消去】

- ・本システムの情報資産を消去する場合は、確実な方法により実施し、データを消去した証明を発行すること。

※これらの要件を満たしていない場合は、9月末までに改善すること。その場合、要件の不足箇所及び、不足箇所を満たす改善手順を定めた「ここシェルジュ SAPPORO ホームページ等のサーバー変更計画書」を、契約締結後1週間以内に札幌市に提出すること。



JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン

- ・ 2020年12月版（2020年12月25日公開）
- ・ 作成者：[情報通信アクセス協議会](#)・[ウェブアクセシビリティ基盤委員会](#)

目次

- ・ [1. ガイドラインの目的](#)
- ・ [2. JIS X 8341-3:2016「JB.1 適合試験の要件」に対する補足事項](#)
 - ・ [2.1 ウェブページ単位での試験](#)
 - ・ [2.2 ウェブページ一式単位での試験](#)
 - ・ [a\) 全てのウェブページを選択する場合](#)
 - ・ [b\) ランダムに選択する場合](#)
 - ・ [c\) ウェブページ一式を代表するウェブページを選択する場合](#)
 - ・ [d\) ウェブページ一式を代表するウェブページとランダムに選択したウェブページとを併せて選択する場合](#)
- ・ [3. JIS X 8341-3:2016「JB.2 試験の手順」に対する補足事項](#)
 - ・ [3.1 「達成方法及びその検証方法を特定できる技術的根拠」を示す方法の例](#)
 - ・ [3.1.1 実装チェックリストの例](#)
 - ・ [3.1.2 実装チェックリストのカスタマイズ方法](#)
 - ・ [a\) 適合レベルに合わせた達成方法の選択](#)
 - ・ [b\) 試験環境の決定](#)
 - ・ [c\) 達成方法の除外](#)
 - ・ [d\) 達成方法の追加](#)
 - ・ [e\) 達成方法の修正](#)
 - ・ [3.1.3 試験の実施と、検証結果の記入方法](#)
 - ・ [3.2 達成基準チェックリストの例](#)
 - ・ [3.2.1 達成基準チェックリストの記入方法](#)
- ・ [4. JIS X 8341-3:2016「JB.3 試験結果の表示」に対する補足事項](#)
- ・ [5. 品質管理活動の重要性](#)

1. ガイドラインの目的

本ガイドラインは、JIS X 8341-3:2016 の「附属書JB（参考）試験方法」に基づく試験を行う際に、どのように理解して実施すればよいかを補足するためのものである。附属書JBの理解を助けるだけでなく、附属書JBでは明確に記載されていない事項についても目安や例を示している。

なお、本ガイドラインは指針を示しているだけであり、これによらない方法であってもJIS X 8341-3:2016附属書JBに基づいて試験を実施することは可能である。

また、本ガイドラインは、JIS X 8341-3:2016、[WCAG 2.0](#)、[WCAG 2.0 解説書](#)、[WCAG 2.0 達成方法集](#)、およびWAICによる[アクセシビリティ サポートド \(AS\) 情報](#)、[JIS X 8341-3:2016解説](#)などの文書を読み、それらのアクセシビリティに関する要求事項や技術を理解している人のためのものである。

[\[目次\]に戻る](#)

2. JIS X 8341-3:2016 「JB.1 適合試験の要件」に対する補足事項

2.1 ウェブページ単位での試験

ウェブページ単位での試験を行う方法については、「JB.1.1 ウェブページ単位」および「5.1.2 ウェブページ全体」「5.1.3 プロセス全体」を参考にする。

2.2 ウェブページ一式単位での試験

ウェブページ一式（ウェブサイト）単位で試験を行う場合には、「JB.1.2 ウェブページ一式単位」にある次のいずれかの方法を用いて、試験対象のページを選択して試験を実施する。

- ・ a) 全てのウェブページを選択する場合
- ・ b) ランダムに選択する場合
- ・ c) ウェブページ一式を代表するウェブページを選択する場合
- ・ d) ウェブページ一式を代表するウェブページとランダムに選択したウェブページとを併せて選択する場合

ただし、「JB. 1.2 ウェブページ一式単位」では、どのような場合にどの方法を用いればよいかについて記載されていない。WAICでは、総ページ数が100ページを超える場合には、方式d)を用いることを推奨しているが、以下では、それぞれの方法を選ぶ際の目安を示す。

なお、b)～d)の方法を用いる際に、サイトが複数業者等の分業により構築されている場合には、その担当範囲毎に品質にばらつきのあることがある。このような場合には、担当範囲毎に選択して試験を実施するなどの方法が有効である。また、専用のテストツールで時間とコストをかけずにテストが可能な一部の達成基準やその達成方法については、全てのページを対象にしたテストを併せて実施しておくことが有効である。

a) 全てのウェブページを選択する場合

この方法を用いることができるのは、サイトの総ページ数が多くとも100ページ程度までである。それ以上のページを試験しようとする、多大な時間とコストを要してしまうと考えられる。しかし、全てのページを選択して試験すれば、そのサイト全体がJIS X 8341-3:2016の達成基準を満たしていることを保証できる。サイトの性格やウェブアクセシビリティの方針に従って、全てのページを試験すべきかどうか、その際の時間とコストが現実的であるかを検討して判断する必要がある。

注記：一般的に、試験に要する時間とコストという視点で考えると、試験を実施するページ数（サンプル数）が多すぎると、現実的な時間とコストで試験を実施することができなくなってしまう、制作者だけでなく発注者やサイトの運営者の利益も損ねることになる。しかし、サンプル数が小さすぎると本来不合格とすべきサイトを誤って問題なしと判断してしまうリスクが増大する。すなわち時間とコスト、サンプル数は相反する要素であり、そのトレードオフ関係を理解したうえでサンプル数、あるいは選択方法を決定することが求められる。

b) ランダムに選択する場合

ランダムに選択する方法は、ランダムサンプリングにより試験の対象ページを決定して試験を実施する方法である。全てのページを選択する方法に比べて、達成基準を満たしていない問題のあるページを見逃してしまう危険はあるが、現実的な時間とコストで客観性のある試験を実施できる方法である。

問題のあるページを見過ごしてしまう危険を小さくするにはサンプル数を増やせばよいし、全体の傾向だけを知るためには、少ないサンプル数でも有効である。

サンプリングや抜き取り検査の一般的なサンプル数の決定方法によると、サンプル数の決定は、全体の総数には大きく依存せず、数十のサンプルを対象に試験を行えば一定の信頼度で全体に問題がないとみなすことができるとされている。

そこで、本ガイドラインでは、「b) ランダムに選択する場合」の方法を用いて試験の対象ページを決定する際には、試験の対象ページ数の目安として、表1の数値を用いることを推奨する。なお、この方法を用いて試験の対象ページを決定する場合には、発注者及び受注者双方の合意の下、仕様書や契約書でページ数をあらかじめ決定しておくことが望まれる。

なお、「b) ランダムに選択する場合」の方法を用いて試験を行う場合には、試験ごとにランダムにサンプリング対象を選択しなおして試験することが必要である。なお、1回の試験の中には、修正箇所の再検証が含まれることに注意が必要である。

表1 「b) ランダムに選択する場合」の試験対象ページ数の目安

選択するページ数	説明
10ページ以下	試行的な試験であり、母数が多い場合には、合否を判定するには少ない
11～24ページ	合否判定に要する最低限のページ数
25～39ページ	合否判定に要する標準的なページ数
40ページ以上	合否判定に十分なページ数

c) ウェブページ一式を代表するウェブページを選択する場合

この方法は、ウェブサイトの利用者の視点で、利用に支障がないかどうかを確認するために効率的な方法である。JB. 1.2に記載されているウェブページ一式を代表するウェブページの例を参考に選択を行うとよい。たとえば、トップページが達成基準を満たしていないと、サイト全体を利用することが困難になる可能性があり、重要性が高い。

しかし、この選択方法だけで全体の合否を判定すると、試験の対象にならないページが軽視されて、多数の問題のあるページを見過ごしてしまう危険が増大する。

d) ウェブページ一式を代表するウェブページとランダムに選択したウェブページとを併せて選択する場合

試験対象のウェブページの総ページ数が100ページを超える場合、「b) ランダムに選択する場合」または「c) ウェブページ一式を代表するウェブページを選択する場合」のいずれかを用いることが考えられるが、b)ではウェブページ一式のトップページなどの主要なページが対象外となったり、c)では対象ページ以外が軽視されてしまう危険性などの問題が指摘されてきた。

この様な問題に対応するため、「JB. 1.2 ウェブページ一式単位」では、b)とc)を組み合わせた「d) ウェブページ一式を代表するウェブページとランダムに選択したウェブページとを併せて選択する場合」が新たに追加された。WAICでは、総ページ数が100ページを超える場合には、この方式を用いることを推奨している。

この場合の試験対象ページ数の目安は表2の通りである。両方を合わせて、合計40～50ページ程度を試験対象にするとよい。

表2 組み合わせの例

	「b) ランダムに選択する場合」	「c) ウェブページ一式を代表するウェブページを選択する場合」
例1	25ページ	15ページ
例2	40ページ	10ページ
例3	25ページ	35ページ

なお、対象となるウェブページ一式の構成によっては「c) ウェブページ一式を代表するウェブページを選択する場合」の方式を用いて選択するページ数が大きくなる場合も存在する。その様な場合においては、合計で40～50ページ程度という目安に囚われることなく

「b) ランダムに選択する場合」の方式を用いて一定数の試験対象ページ（表1を参考）を選択することが望ましい（表2 例3）。

[\[目次\]に戻る](#)

3. JIS X 8341-3:2016「JB.2 試験の手順」に対する補足事項

「JB.2 試験の手順」では、a)～e)の手順によって、試験を行う方法が説明されている。以下、3.1では手順a)～d)に関連し、「達成方法及びその検証方法を特定できる技術的根拠」を示す方法の例を説明する。3.2では、手順e)に関連し、「達成基準チェックリスト」の作り方と記入方法について説明する。これらに基づき、「達成方法及びその検証方法を特定できる技術的根拠」に基づき「達成基準チェックリスト」を作成することができる。

3.1 「達成方法及びその検証方法を特定できる技術的根拠」を示す方法の例

「JB.2 c) 達成方法及び検証方法の特定」において、達成基準に基づいて、達成方法及びその検証方法を特定できる技術的根拠を示す必要がある。ここでは、その一つの方法として、使用している達成方法及びその検証方法の一覧（実装チェックリスト）の例、および、記入方法などを紹介する。

3.1.1 実装チェックリストの例

実装チェックリストを一から作成するのは負担が大きいため、既存の実装チェックリストを活用してもよい。ただし、ここで紹介するような既存の実装チェックリストを活用する際には、3.1.2に示す方法などを用いて、実情に合わせてカスタマイズを行った上で使用することが必要である。

[実装チェックリストの例 2020年12月版 \(xlsx形式, 86KB\)](#)

また、実装チェックリストを用いて試験を実施するためには、次を理解していることが必要である。

- ・ JIS X 8341-3:2016の達成基準
- ・ WCAG 2.0 解説書に記載された「十分な達成方法」

- ・ 「十分な達成方法」から参照されるWCAG 2.0 達成方法集の各達成方法の内容及び検証に書かれた試験方法

3.1.2 実装チェックリストのカスタマイズ方法

実装チェックリストのカスタマイズに際し、ウェブコンテンツ制作者と連携できている場合について説明する。ウェブコンテンツ制作者に制作方針を確認することは、試験を楽にするだけでなく、修正も容易になる。そのため、制作者に確認して実装チェックリストをカスタマイズするとよい。もし、制作方針がわからない場合には、チェックリストにしたがって、全ての項目についての試験を実施することになる。その場合には、試験にかかるコストは非常に大きくなり、非効率的である。

試験対象のウェブコンテンツがJIS X 8341-3の達成基準をどのように満たそうとして作られたのかがわかる場合は、次のa)～e)の手順に従って、実際の試験環境に合うように、実装チェックリストをカスタマイズする。ここでは、[実装チェックリストの例2020年12月版 \(xlsx形式, 86KB\)](#) を用いて説明する。

a) 適合レベルに合わせた達成方法の選択

- ・ 目指す適合レベル（試験を行う適合レベル）を確認し、適合レベルに対して必要な達成基準を選択する。適合レベルがAの場合は、実装チェックリストのシート「レベルA」を用いる。適合レベルがAAの場合は、実装チェックリストのシート「レベルA」と「レベルAA」の両方を用いる。

b) 試験環境の決定

- ・ 想定するウェブブラウザ、支援技術などの使用環境（試験環境）を決定する。ウェブアクセシビリティ方針がある場合は、方針に書かれている試験環境を用いる。

c) 達成方法の除外

- ・ 次に示すような試験に使用しない達成方法は、実装チェックリストから除外する。なお、使用しない達成方法を実装チェックリストから削除してもよいが、削除してしまうと試験を行っていないのか、実装していないので試験が必要ないのかが不明確になる。達成方法を削除せずに、除外する項目の「適用」欄に「除外」と記入し、除外の理由等を「注記」欄に記入するとよい。

- ・ 使用できない達成方法
 - ・ 「JB.2 a) 試験環境の確認」に基づき、アクセシビリティ サポートド情報を参照して、試験環境において使用できない達成方法があるかを確認する。試験に使用できない達成方法は、実装チェックリストから除外する。
- ・ 状況が異なるため使用しない達成方法
 - ・ WCAG 2.0 解説書の「十分な達成方法」では、達成方法が状況により場合分けされていることがある。作成したコンテンツが、どの状況に当てはまるかを確認し、必要な達成方法を確認する。試験に使用しない達成方法は、実装チェックリストから除外する。
- ・ ウェブコンテンツで使用されていない達成方法
 - ・ 制作したウェブコンテンツ内で使用されていない達成方法は実装チェックリストから除外する。また、使用しない項目の「適用」欄には「除外」と記入し、その理由等を備考欄に書くとよい。

d) 達成方法の追加

- ・ 実装チェックリストの例2020年12月版はレベルA、レベルAAに対応している。もし、レベルAAAで試験を行う場合には、レベルAAAに対応する実装チェックリストを追加する。WCAG 2.0 解説書、達成方法集に書かれている事例を参考にして自分で達成方法を作成する。
- ・ 既存の実装チェックリストに載っていない達成方法があれば追加する。WCAG 2.0 解説書にもない場合には、WCAG 2.0 解説書の達成基準を満たす「[その他の達成方法](#)」を参照し、達成方法集に書かれている事例を参考にして、自分で達成方法を作成する。

e) 達成方法の修正

- ・ 複数の達成方法を一度に判断する場合には、複数の項目を一つの項目に統合してもよい。

以上の手順により実装チェックリストをカスタマイズできる。なお、試験を行う人がコンテンツを制作した人と異なる場合は、制作した人に確認して実装チェックリストをカスタマイズすることが望ましい。

3.1.3 試験の実施と、検証結果の記入方法

「JB. 2 b) 試験対象の特定」において、試験対象を決める。実装チェックリストの「検証方法」に従って検証を行い、各チェック項目の適合・不適合を明らかにする。本ガイドライン3.2節の実装チェックリストの記入方法について説明する。

まず、「適用」欄に試験対象の有無を記入する。試験対象がウェブページに含まれていれば適用ありとなり、適用欄に「○」と記入し、含まれていない場合は適用なしとなり、「適用」欄に「－」と記入する。例えば、画像に関する検証は、画像が無いウェブページでは行うことができないため適用なしとなる。また、別の項目で達成基準を満たしているために、試験の必要が無い場合もある。この場合にも適用欄に「－」と記入し、詳細を備考欄に記入する。

続いて、適用ありの試験項目について試験を行い、その結果を「適合」欄に記入する。適合であれば「○」、不適合であれば「×」と記入する。適用なしの場合は、その項目に関してアクセシビリティ上の問題は生じない。

[試験の実施と結果の記入例](#)

3.2 達成基準チェックリストの例

「JB. 2 e) 達成基準チェックリストの作成」では、表 JB. 1-達成基準チェックリストの例（一部）において、ウェブページに対して一部の達成基準チェックリストの例が示されている。ここでは、JIS X 8341-3:2016の全ての達成基準を記入した達成基準チェックリストの例を示す。

[達成基準チェックリストの例](#)

3.2.1 達成基準チェックリストの記入方法

3.1節で作成した実装チェックリストに記入した試験結果を元に、達成基準チェックリストに試験結果を記入する。目標とする適合レベルに合わせて、必要な達成基準が記載された達成基準チェックリストを用意する。実装チェックリストにおいて、対応する達成基準が全て適用なしである場合は、適用なしとなり適用欄に「－」と記入する。また、対応する達成基準の一つでも適用ありがある場合は、適用ありとなり適用欄に「○」と記入する。達成基準に対応する達成方法が全て適合であれば、その達成基準は適合となり、適合欄に「○」と記入する。

[\[目次\]に戻る](#)

4. JIS X 8341-3:2016「JB.3 試験結果の表示」に対する補足事項

「JB.3 試験結果の表示」では、試験結果の表示事項がまとめられている。試験結果の表記に関しては、「[ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン](#)」も参照すること。

[\[目次\]に戻る](#)

5. 品質管理活動の重要性

出荷検査として実施する試験に合格するためには、企画、制作段階での達成基準や実装技術の理解の確認や実施の徹底、ケアレスミスを防ぐためのオーサリングツールの支援機能の活用やチェックツールを用いた全ページのテストと修正の実施など、制作プロセス全般の改善と見直しによる継続的な品質管理活動が不可欠である。試験は、これらの活動が成功していることを検証するためのものであり、単に試験を行えば品質が改善するわけではない点に留意が必要である。

[\[目次\]に戻る](#)

作成者：[ウェブアクセシビリティ基盤委員会](#)

年 月 日

ここシェルジュ運用システム等保守管理状況報告書（ 月分）

※仕様書「6 運用システムの管理等について」の「(2)運用システムの改修及びホームページの修正」の対応時間：月7時間

・上記仕様該当合計時間： 時間

発生日	事 象	対 応	作業 時間	※ 該当